

掲 示 用

長野市上下水道局公告第 8 号

自動販売機の設置に係る一般競争入札の実施について

自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 の規定により公示します。

令和 7 年 2 月 6 日

長野市上下水道事業管理者 上平 敏久

1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け
- (2) 貸付物件

物件 番号	件 名 施 設 名 所 在 地 設置場所	位置図 配置図	貸付 面積	販売品目	摘要
1	① 自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け（長野市上下水道局浄水課犀川浄水場玄関風除室物件番号 1） ② 長野市上下水道局犀川浄水場 ③ 長野市差出南三丁目 10-1 ④ 玄関風除室（1 階東側）	No. 1	1.68 m ² (2.1m×0.8m)	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	コーヒー飲料を含めること
2	① 自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け（長野市上下水道局水道維持課施設北側室外機設置スペース 物件番号 2） ② 長野市上下水道局水道維持課 ③ 長野市三輪一丁目 2-49 ④ 施設北側室外機設置スペース内	No. 2	1.55 m ² (1.1m×1.0m +0.9m×0.5m)	清涼飲料水 (缶・ペットボトル)	コーヒー飲料を含めること

- (3) 貸付期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで
※期間の延長、更新はできません。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 市の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。また、維持管理業務を設置業者以外（維持管理者）に行わせる場合は、維持管理者も登載されていること。
- (3) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有すること。
- (4) 法人にあっては長野地域連携中枢都市圏域内※に本店、支店、営業所等を有し、個人にあっては、長野地域連携中枢都市圏域内に住所を有すること。

※長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町のいずれかの市町村内長野市内

(5) 市税を滞納していないこと。

3 入札参加申込み

入札に参加申込みをする者は、「自動販売機設置事業者入札参加申込書」及び必要書類を下記の受付場所へ持参または郵送してください。

(1) 受付期間 令和7年2月12日(水)から令和7年2月26日(水)まで
(土・日曜日及び祝休日を除く。)

(2) 受付時間 午前9時～午後5時

(3) 受付場所 長野市上下水道局総務課(長野市役所第二庁舎9階)

郵 送 先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所第二庁舎9階 長野市上下水道局総務課

(4) 次の事項に該当する場合は、入札参加申込みを無効又は失格とします。

ア 申込書等の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

イ 申込書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 申込書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 申込書等に虚偽の内容が記載されているとき。

オ その他、不相当と認められるとき。

4 入札などに関する質問

(1) 入札参加申込に関する質問

令和7年2月6日(木)から令和7年2月26日(水)まで

問い合わせ先 上下水道局総務課(長野市役所第二庁舎9階)

(2) 入札物件に関する質問

令和7年2月6日(木)から令和7年2月26日(水)まで

(3) (1)(2)の受付時間は、土・日曜日、祝休日を除く午前9時から午後5時まで
ただし、最終日は午後4時までとする。

5 入札方法

自動販売機の設置に係る期間入札実施に関する要領による期間入札とし、次のとおり実施する。

(1) 入札書の提出方法は、一般書留若しくは簡易書留による配達日を指定しての郵送又は持参のいずれかの方法により、指定する期間内に提出する。

(2) 宛先 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市上下水道局総務課 行

(3) 提出期間 令和7年3月5日(水)から令和7年3月6日(木)まで

(4) 提出時間 午前9時から午後5時まで。

(5) 一般書留又は簡易書留による配達指定日は、令和7年3月6日(木)とする。

(6) 入札の回数は1回とする。ただし、初度入札において、予定価格(最低入札価

格)以上の価格の入札がない場合は、辞退無効の者を除いて再度入札を行うことができるものとし、再度入札を行う場合は、電話又はその他の手段により日時、場所等を連絡する。

6 入札事項など

(1) 入札保証金

入札保証金（入札金額の 100分の 5 以上に相当する金額）は免除とする。ただし、契約を締結しない場合には、入札保証金と同額の違約金を納付すること。

(2) 契約保証金

契約金額の 100分の10以上の金銭的保証とする。

(3) 入札書などが提出期限までに総務課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

(4) 期間入札の場合、入札者が 1 者のみの場合も有効とする。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が法令の規定に違反したとき。

ウ 入札者が連合して入札したとき。

エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

オ 入札者が他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。

カ 同一人が入札した 2 以上の入札をしたとき。

キ 入札書に記名又は資格者名簿への登録時に届け出た使用印の押印がないとき。その他必要な記載事項を確認できないとき。

ク 入札書の金額が訂正されているとき。

ケ 代理人が入札する場合において、入札書に代理人の記名又は押印がないとき。

コ 入札者が、提出した入札書の引換え又は撤回をしたとき。

サ 同一の物件に対し、設置事業者とその契約において維持管理者となる者の双方が入札したとき。

シ 普通郵便など、指定した郵送以外の方法で提出したとき。

ス その他入札に関し市の定める条件に違反したとき。

(6) 落札者の決定

長野市が前もって設定した予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(7) その他

ア 入札は、自動販売機の設置に係る期間入札要領(以下「要領」という。)、自動販売機の設置に係る期間入札に関する留意事項(以下「留意事項」という。)の規定に従い行う。

イ 現場説明会を行わない。

ウ 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。

7 契約条項など

本契約は、契約書の作成を要する。

8 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、要領、留意事項などについての不明を理由として異議を申し立てることができない。

9 その他

(1) 参加申込書及び入札書等は、長野市ホームページに掲載した様式をダウンロードすること。

(2) 屋外設置分は非課税、屋内設置分は課税となるため、契約の際、屋内設置分の落札金額に消費税が加算される。

【問い合わせ先】

長野市 上下水道局 総務課 担当 小林

長野市大字鶴賀緑町1613番地（長野市役所 第二庁舎 9階）

電話 026-224-5070（直通）

FAX 026-224-5114